

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の五十五第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百二十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百十四条の五十五第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の五十五第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第三百三十五号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十一年四月四日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表 1～245 (略) <u>246 遺伝子変異解析システム (がんゲノムプロファイリング 検査用)</u>	別表 1～245 (略) (新設)